

神戸市看護大学動物実験規程

第 1 章 総則

(目的及び基本原則)

第 1 条 この規程は、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示第 71 号）」及び「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成 18 年環境省告示第 88 号）」の基本的な考えを踏まえ、日本学術会議が策定した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成 18 年）」に基づき、神戸市看護大学（以下「本学」という。）において研究及び教育のために行われる動物実験が、科学的観点、動物愛護の観点、環境保全の観点並びに教職員・学生等の安全確保の観点から、適切に実施されるよう必要な事項を定めるものである。

2 動物実験等の実施に当たっては、3R の原則（Replacement：できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用する、Reduction：できる限りその利用に供される動物の数を少なくする、Refinement：できる限り動物に苦痛を与えない方法を用いる）に基づくことを基本とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 動物を教育，試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (3) 実験室 実験動物に実験操作を行う部屋や場所をいう。
- (4) 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。
- (5) 実験動物 動物実験等の利用に供するため，施設等で飼養または保管している哺乳類，鳥類又は爬虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。
- (6) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (8) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち，動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9) 管理者 学長の命を受け，実験動物及び施設等を管理する者（副学長）をいう。
- (10) 実験動物管理者 管理者を補佐し，実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者をいう。
- (11) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。

(12) 管理者等 学長，管理者，実験動物管理者，動物実験責任者，動物実験実施者及び飼養者をいう。

(13) 指針等 動物実験等に関して行政機関の定める基本指針及びガイドラインをいう。

第2章 適用範囲

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学において実施される哺乳類，鳥類，爬虫類の生体を用いるすべての動物実験等に適用する。

2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託先においても、基本指針又は各行政機関の定める動物実験等に関する基本指針に基づき、動物実験等が実施されることを確認しなければならない。

第3章 学長の責務

(学長の責務)

第4条 学長は、本学における動物実験等の実施に関する最終的な責任を有するものとし、適正な動物実験等の実施に必要な措置を講じる。

第4章 動物実験委員会

(動物実験委員会の設置)

第5条 神戸市看護大学教授会規程第6条の規定に基づき、学長は本学に動物実験委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の組織及び運営については、別に定める。

第5章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案と審査)

第6条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から動物実験計画を立案し、計画書を学長に提出するものとする。

2 動物実験責任者は、動物実験計画の立案に当たって、教育及び研究の意義、動物実験等の必要性の他に、科学上の利用目的を達することのできる範囲内において、次の事項に配慮するものとする。

(1) 研究の目的、意義及び必要性を明確にすること。

(2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。

(3) 実験動物の使用数削減のため、実験動物種の選定、実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。

(4) 苦痛の軽減に配慮して、動物実験等を適切に行うこと。

(5) 苦痛度の高い動物実験等（致死的な毒性試験，感染実験，放射線照射実験等）を行う

場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング）の設定を検討すること。

- 3 動物実験責任者は、動物実験計画について委員会による審査と学長の承認を得なければ、動物実験を行うことはできない。

（実験操作）

第 7 条 動物実験責任者は、適切に維持管理された施設及び設備を用いて動物実験等を行うものとする。

- 2 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たり、次の各号の事項を遵守しなければならない。

- (1) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。

- イ 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
- ロ 実験の終了時期（人道的エンドポイントを含む）の配慮
- ハ 適切な術後管理
- ニ 適切な安楽死の方法の選択

- (2) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、病原体等を用いる実験）については、関係法令等及び本学における関連する規程等に従うこと。

- (3) 物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保すること。

- (4) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。

- (5) 侵襲性の高い大規模な存命手術にあたっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

- 3 動物実験責任者は、動物実験を実施した後、文書により、使用実験動物数、動物実験等の成果について学長に報告するものとする。

- 4 動物実験責任者は、動物の死体については、人及び他の実験動物の健康及び生活環境を損うことのないよう、適切に処置しなければならない。

第 6 章 施設等

（飼養保管施設の設置）

第 8 条 飼養保管施設を設置する場合、管理者は文書により学長の承認を得なければならない。

- 2 管理者は、施設等の設置について学長の承認を得たあとでなければ、動物の飼養保管あるいは動物実験を実施させてはならない。

- 3 学長は、設置された飼養保管施設及び動物実験室について、動物実験委員会に調査させ、その助言により管理者に改善を指示しなければならない。

（飼養保管施設の要件）

第9条 飼養保管施設は、次の各号の要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等であること。
- (2) 動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (6) 実験動物管理者が置かれていること。

(実験室の設置)

第10条 管理者は、飼養保管施設以外において、実験室を設置(変更を含む)する場合は、実験室設置承認申請書を提出し、学長の承認を得なければならない。

- 2 学長は、申請された実験室を委員会に調査させ、その助言により、承認又は不承認を決定し、管理者にその結果を通知するものとする。
- 3 実験室の管理者は、学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室での動物実験等(一時的保管を含む)を行わせることができない。

(実験室の要件)

第11条 実験室は、次の各号の要件を満たさなければならない。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(施設等の維持管理及び改善)

第12条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

(施設等の廃止)

第13条 管理者は、飼養保管施設の廃止に当たり、必要に応じて、飼養保管中の動物を他の施設に譲渡するよう努めるものとする。

- 2 管理者は、飼養保管施設及び動物実験室を廃止したときは、速やかに学長に届出るものとする。

第7章 実験動物の飼養及び保管

(実験動物の導入)

第 14 条 管理者は、実験動物を導入するときは、関連法令や基本指針等に基づき適正に管理されている機関より導入しなければならない。

2 実験動物管理者及び動物実験実施者は、実験動物の導入に当たっては、必要に応じて適切な検疫、隔離飼育等を行わなければならない。

3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じなければならない。

(給餌・給水)

第 15 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行わなければならない。

(健康管理)

第 16 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行わなければならない。

2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物が実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、適切な治療等を行わなければならない。

(異種又は複数動物の飼育)

第 17 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養、保管する場合、その組合せを考慮して収容しなければならない。

(記録の保存及び報告)

第 18 条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備し、保存しなければならない。

2 管理者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類と数等について、学長に報告しなければならない。

(譲渡等の際の情報提供)

第 19 条 管理者等は、実験動物を譲渡するときは、譲渡を受けるものに対して、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供しなければならない。

(輸送)

第 20 条 管理者等は、実験動物を輸送するときは、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保並びに人への危害防止に努めなければならない。

第 8 章 安全管理

(危害防止)

第 21 条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。

- 2 管理者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。
- 3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に対する実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等による危害についての予防及び発生時の必要な措置を講じなければならない。
- 4 管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めなければならない。
- 5 管理者は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

第 22 条 管理者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

- 2 管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護及び実験動物の逸走による危害防止に努めなければならない。

第 9 章 教育訓練

(教育訓練)

第 23 条 動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者に対する教育訓練は、委員会が行う。

- 2 動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者は、次の各号の事項に関する所定の教育訓練を受けなければならない。
 - (1) 関連法令、指針等、本学の定める規程等
 - (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
 - (3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
 - (4) 安全確保、安全管理に関する事項
 - (5) その他、適切な動物実験等の実施に関する事項
- 3 委員会は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存しなければならない。

第 10 章 自己点検・評価・検証

(自己点検・評価・検証)

第 24 条 委員会は、動物実験の実施及び実験動物の飼養保管の状況等の基本指針への適合性について、年度ごとに、自己点検・評価を実施し、その結果を学長に報告しなければ

ばならない。

- 2 実験動物管理者及び動物実験責任者は、委員会の求めに応じて、前号の自己点検・評価に必要な資料を提出しなければならない。
- 3 学長は、第1項の自己点検・評価の結果について、必要に応じて学外の有識者による検証を受けるよう努めるものとする。

第11章 情報公開

(情報公開)

- 第25条 動物実験に関する情報は、個人情報や研究情報に配慮しつつ、年一回程度公表し、
本学における実験等の透明性確保に努めるものとする。

第12章 補則

(準用)

- 第26条 哺乳類、鳥類又は爬虫類以外の脊椎動物を使用する実験において物理的又は化学的に危険な物質を扱う場合は、飼養保管基準の趣旨に沿って行なうよう努めるものとする。

(雑則)

- 第27条 この規程に定めるもののほか、動物実験等又は実験動物に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成23年11月1日から施行する。